

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御嵩町は昭和 30 年に御嵩町、伏見町、中町、上之郷村が合併して誕生し、総人口は合併年である昭和 30 年から昭和 45 年にかけて減少、以降は増加で推移してきた。しかし、平成 7 年を境に再び減少に転じており、人口減少とともに、少子高齢化が進んでいる。

日本の工業生産の核でもある中部地方にある御嵩町では、「平芝工業団地」と平成 9 年に完成した工業団地「グリーンテクノみたけ」を中心に、多くの製造業の企業が進出しており、その他、農林業、サービス業と様々な業種が御嵩町の経済、雇用を支えている。

御嵩町では、平成 29 年 4 月に「御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、雇用の安定や資金調達の円滑化等の経営基盤の強化及び経営の安定を図ってきたが、町内の中小企業は、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

御嵩町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業の生産性が向上すると伴に人手不足等が解消され、町内の産業基盤が安定して継続されていくことを目指し、先端設備等導入計画を年平均 3 件以上認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

御嵩町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が御嵩町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（電気事業者による再生可能エネルギー電機調達の特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、町内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

御嵩町の産業は、工業団地をはじめ山間部など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

御嵩町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が御嵩町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、多様な業種の企業が立地しているため、新申請製品や新サービスの投入、IT化など多様な事業に取り組むことで生産性の向上が図られることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（1）雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（2）地域への配慮

周辺の環境や景観等に著しく影響を及ぼしたり、反社会的勢力との関係が認められたりするもの、また、地域住民への配慮が必要な取り組みや公序良俗に反する取り組みについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（3）認定等に対する配慮

認定にあたり必要な書類等を申請者に求めることができるものとし、同時に申請者

に過度な負担とならないように配慮する。

(4) 計画の進捗状況についての調査等への配慮

町は、認定後の進捗状況を定期的に調査、把握することに努めるものとし、認定者はそれに協力するものとする。